

												(町有地) 緑地、漁業施設等
M-2	名足	その他施設の整備に関する事業	住宅地	1.0ha	0.4ha	1.0ha	0.3ha	南三陸町	H24~25	145人 (50戸)	都市計画区域外	移転元Ⅲ・Ⅵ他、7.8ha 都市計画区域外、 145人(50戸) 移転跡地： (民有地) 漁具倉庫等個別利用 (町有地) 緑地、漁業施設等
M-3	入谷	その他施設の整備に関する事業	住宅地	1.5ha	0.6ha	1.5ha	0.6ha	南三陸町	H24~25	145人 (50戸)	都市計画区域外	移転元Ⅳ、81.9ha 非線引き都市計画区域の用途地 域内、4,315人(1,488戸) 移転跡地：産業用地、公園用地
A-1	志津川	市街地開発事業	産業地	60.2ha	9.4ha	0.9ha	0.9ha	南三陸町	H24~30	-	非線引き都市計画区域の用途地域(一部用途地域外)	-
F-2	志津川中央	都市施設の整備に関する事業	住宅地	13.8ha	1.8ha	0.7ha	0.7ha	南三陸町	H24~30	435人 (145戸)	非線引き都市計画区域の用途地域外(一部用途地域含む)	移転元Ⅳ、81.9ha 非線引き都市計画区域の用途地 域内、4,315人(1,488戸) 移転跡地：産業用地、公園用地
M-4	志津川中央	その他施設の整備に関する事業	住宅地	3.3ha	0.1ha	-	-	南三陸町	H24~28	600人 (200戸)	非線引き都市計画区域の用途地域外	移転元Ⅳ、81.9ha 非線引き都市計画区域の用途地 域内、4,315人(1,488戸) 移転跡地：産業用地、公園用地
D-17	泊浜	集団移転促進事業	住宅地	<u>1.5ha</u> 1.4ha	<u>0.6ha</u> 0.7ha	<u>1.5ha</u> 1.4ha	0.6ha	南三陸町	H24~27	32人 (8戸)	都市計画区域外	移転元ⅩⅢ、3.7ha、 都市計画区域外、 200人(50戸) 移転跡地： (民有地) 漁具倉庫等個別利用 (町有地) 緑地、漁業施設等
D-18	伊里前 (中学校上地区)	集団移転促進事業	住宅地	6.1ha	0.4ha	1.5ha	0.2ha	南三陸町	H24~27	224人 (56戸)	都市計画区域外	移転元ⅩⅣ、9.6ha、 都市計画区域外、 986人(236戸) 移転跡地：

D-26	戸倉 (西戸地区)	集団移転 促進事業	住宅地	0.7ha	0.6ha	0.7ha	0.6ha	南三陸町	H24~27	28人 (7戸)	都市計画 区域外	移転元X X、16.1ha、 都市計画区域外、 1,088人(272戸) 移転跡地： (民有地) 漁具倉庫等個別利用 (町有地) 緑地、漁業施設等
M-6	柘沢	その他施設 の整備に関 する事業	住宅地	0.4ha	0.1ha	-	-	南三陸町	H25~27	80人 (20戸)	都市計画 区域外	移転元X IV、9.6ha、 都市計画区域外、 986人(236戸) 移転跡地： (民有地) 漁具倉庫等個別利用 (町有地) 緑地、漁業施設等
D-15 -II	志津川 (志津川西) (西地区)	集団移転 促進事業	住宅地	2.0ha	1.9ha	1.6ha	1.0ha	南三陸町	H24~29	75人 (24戸)	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	移転元IV、81.9ha 非線引き都市計画区域の用途地 域内、4,315人(1,488戸) 移転跡地：産業用地、公園用地 移転元X II、2.6ha 非線引き都市計画区域の用途地 域外、152人(47戸) 移転跡地： (民有地) 漁具倉庫等個別利用 (町有地) 緑地、漁業施設等
M-7 -II	志津川西 (西地区)	その他施設 の整備に関 する事業	住宅地	0.4ha	0.4ha	0.1ha	-	南三陸町	H24~29	70人 (30戸)	非線引き 都市計画 区域の用 途地域外	移転元IV、81.9ha 非線引き都市計画区域の用途地 域内、4,315人(1,488戸) 移転跡地：産業用地、公園用地
計				<u>135.9ha</u> 135.8ha	<u>27.7ha</u> 27.8ha	<u>36.9ha</u> 36.8ha	14.0ha			3,276人 (988戸)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移